

現 行

- 2 前項の規定にかかわらず、契約工期の9割を超える期間に従事したことが確認できない場合は、表彰の対象としないものとする。ただし、請負者の責によらない理由により工事が中止され、又は工事が着手できない場合に行われた変更はこれによらないものとする。

改 正

- 2 前項の規定にかかわらず、**実工期**の9割を超える期間に従事したことが確認できない場合は、表彰の対象としないものとする。ただし、請負者の責によらない理由により工事が中止され、又は工事が着手できない場合に行われた変更はこれによらないものとする。

なお、実工期とは、実際に工事着手した日から完成届の工事完成の日までとする。

現 行

【別表】

宮城県建設工事事故防止優良者表彰審査委員会

- 1 組織
委員会の委員は、次のとおりとする。
委員長 土木部長
副委員長 土木部副部長（技術担当）
委員 総務部人事課長
農政部農村振興課長
水産林政部水産林政総務課長
土木部土木総務課長
土木部事業管理課長
企業局水道経営課長
- 2 委員長等
(1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
(2) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 会議等
(1) 委員会の会議は、委員長が招集する。
(2) 委員会の議事は、委員長が主宰する。
(3) 委員会は、委員の2分の1以上をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 庶務
委員会の庶務は、土木部事業管理課において行う。
- 5 その他
委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

改 正

【別表】

宮城県建設工事事故防止優良者表彰審査委員会

- 1 組織
委員会の委員は、次のとおりとする。
委員長 土木部長
副委員長 土木部副部長（技術担当）
委員 総務部大事課長
農政部農村振興課長
水産林政部水産林政総務課長
土木部土木総務課長
土木部事業管理課長
企業局水道経営課長
- 2 委員長等
(1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
(2) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 会議等
(1) 委員会の会議は、委員長が招集する。
(2) 委員会の議事は、委員長が主宰する。
(3) 委員会は、委員の2分の1以上をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 庶務
委員会の庶務は、土木部事業管理課において行う。
- 5 その他
委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。